

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例を公布する。
平成29年 2 月 22 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 3 号

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例
(大阪広域水道企業団水道企業条例の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業
団条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定
に下線で示すように改正する。

改正後

(経営の基本)

第 3 条 (略)

2 水道企業の規模は、次のとおりとする。

(1) 水道事業

ア 水道用水供給事業（水道法（昭和32年法律第177号）第 3 条第 4 項の水道用水供給事業をいう。）

給水対象	1 日最大 給水量
堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、河南町及び大阪広域水道企業団	1,710,000 立方メートル

イ 水道事業（水道法第 3 条第 2 項の水道事業をいう。以下同じ。）

事業 の 名 称	給水区域	給水人口	1 日最大 給水量
四 條 畷 水 道 事 業	四 條 畷 市 の 区 域 た だ し、大 字 岡 山、大 字 南 野、大 字 清 瀧、大 字 逢 阪、大 字 上 田 原 及 び 大 字 下 田 原 の 各 一 部 の 区 域 を 除 く。	57,300 人	18,740 立 方 メ ー ト ル
太 子 水 道 事 業	南 河 内 郡 太 子 町 の 区 域 た だ し、大 字 春 日、大 字 山 田、大 字 畑 及 び 大	13,800 人	4,510 立 方 メ ー ト ル

改正前

(経営の基本)

第 3 条 (略)

2 水道事業の給水対象及び工業用水道事業の給水区域は、別表のとおりとする。

	字太子の各一部の区域を除く。		
千早赤阪水道事業	南河内郡千早赤阪村の区域ただし、大字水分、大字桐山、大字二河原辺、大字東阪、大字中津原、大字千早の各一部の区域を除く。	5,500人	2,640立方メートル

(2) 工業用水道事業

給水区域	1日最大給水量
泉大津市、守口市、門真市、摂津市、泉北郡忠岡町並びに大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市及び泉南郡のうち田尻町の各一部	470,000立方メートル

3. 1日最大給水量は、次のとおりとする。

(1) 水道事業 175万立方メートル

(2) 工業用水道事業 47万立方メートル

(業務状況書の公表)

第6条 企業長は、水道企業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類（以下「業務状況書」という。）を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況書を6月30日までに作成し、公表しなければならない。

2・3 (略)

(業務状況書の公表)

第6条 企業長は、水道企業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類（以下「業務状況書」という。）を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況書を5月31日までに作成し、公表しなければならない。

2・3 (略)

別表（第3条関係）

水道事業の給水対象	堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町及び能勢町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、田尻町及び岬町、南河内郡太子町、河南町及び千早赤阪村
工業用水道事業の給水区域	泉大津市、守口市、門真市、摂津市、泉北郡並びに大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、

	羽曳野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市及び泉南郡のうち田尻町の各一部
--	--

（大阪広域水道企業団職員定数条例の一部改正）

第2条 大阪広域水道企業団職員定数条例（平成22年大阪広域水道企業団条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員の数） 第2条 職員の数は、 <u>524人</u> とする。	（職員の数） 第2条 職員の数は、 <u>480人</u> とする。

（大阪広域水道企業団附属機関条例の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
（設置） 第2条 （略）	（設置） 第2条 （略）																
<table> <tr> <th>名称</th><th>担任する事務</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会</td><td>企業団が実施する<u>水道用水供給事業、水道事業</u>及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	名称	担任する事務	（略）	（略）	大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する <u>水道用水供給事業、水道事業</u> 及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務	（略）	（略）	<table> <tr> <th>名称</th><th>担任する事務</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会</td><td>企業団が実施する水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	名称	担任する事務	（略）	（略）	大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務	（略）	（略）
名称	担任する事務																
（略）	（略）																
大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する <u>水道用水供給事業、水道事業</u> 及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務																
（略）	（略）																
名称	担任する事務																
（略）	（略）																
大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価に関する事務																
（略）	（略）																

（大阪広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 大阪広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委任） 第5条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u>	（委任） 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。 (四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置) 2 平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったものについて、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年四條畷市条例第95号）、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和58年太子町条例第9号）及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年千早赤阪村条例第26号）の規定によりなされた懲戒の処分、手續及び効果は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、期間の定めのある処分については、従前の処分に係る期間を通算するものとする。	附 則 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
---	--

（大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第5条 大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年大阪広域水道企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任) 第10条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u> 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 (四條畷市との水道事業の統合に伴う経過措置) 2 平成29年4月1日前に四條畷市の職員であった者で、引き続き同日に大阪広域水道企業団の職員となったものについて、<u>四條畷市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年四條畷市条例第4号）の規定によりなされた配偶者同行休業に係る承認は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。この場合において、この条例の規定によりなされたものとみ</u>	(委任) 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。 附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

<u>なされる配偶者同行休業の承認に係る期間には、従前の承認に係る期間を通算するものとする。</u>	
--	--

（大阪広域水道企業団情報公開条例の一部改正）

第6条 大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 （略） <u>（四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> <u>3 平成29年4月1日前に四條畷市情報公開条例（平成11年四條畷市条例第26号）、太子町情報公開条例（平成13年太子町条例第3号）及び千早赤阪村情報公開条例（平成13年千早赤阪村条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u>	附 則 1・2 （略）

（大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正）

第7条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1－3 （略） <u>（四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> <u>4 平成29年4月1日前に四條畷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年四條畷市条例第15号）及び四條畷市個人情報保護条例（平成16年四條畷市条例第16号）、太子町個人情報保護条例（平成13年太子町条例第4号）並びに千早赤阪村個人情報保護条例（平成13年千早赤阪村条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によ</u>	附 則 1－3 （略）

<u>りなされたものとみなす。</u> 5 <u>平成29年4月1日前に四條畷市、太子町及び千早赤阪村で行われていた水道事業に係る個人情報取扱事務についての第5条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成29年4月1日以後、遅滞なく」とする。</u> 6 <u>平成29年4月1日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u>	
---	--

（大阪広域水道企業団行政手続条例の一部改正）

第8条 大阪広域水道企業団行政手続条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 （略） <u>（四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> 3 <u>平成29年4月1日前に四條畷市行政手続条例（平成10年四條畷市条例第8号）、太子町行政手続条例（平成10年太子町条例第10号）及び千早赤阪村行政手続条例（平成10年千早赤阪村条例第1号）の規定によりなされた聴聞に係る手続、弁明の機会の付与その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u>	附 則 1・2 （略）

（大阪広域水道企業団水道事業供給条例の一部改正）

第9条 大阪広域水道企業団水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>大阪広域水道企業団水道用水供給条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が経営する<u>水道用水供給事業</u>の給水についての料	<u>大阪広域水道企業団水道事業供給条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が経営する<u>水道事業</u>の給水についての料金、分水施

金、分水施設工事の費用負担その他の供給条件について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この<u>条例</u>において「分水施設」とは、給水のため送水管から分岐する分水管とこれに附帯する止水、加圧、計量等の諸設備をもって構成する施設をいう。 (給水の原則) 第9条 給水は、<u>非常災害</u>、水道工事その他やむを得ない場合を除くほか、これを制限し、又は停止しない。 2・3 (略) (委任) 第14条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u>	設工事の費用負担その他の供給条件について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この<u>条件</u>において「分水施設」とは、給水のため送水管から分岐する分水管とこれに附帯する止水、加圧、計量等の諸設備をもって構成する施設をいう。 (給水の原則) 第9条 給水は、<u>変災</u>、水道工事その他やむを得ない場合を除くほか、これを制限し、又は停止しない。 2・3 (略) (委任) 第14条 この条例の施行に<u>ついて必要な事項は、企業長が定める。</u>
---	---

(大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例の一部改正)

第10条 大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例</u> (工事の施行及び工事費の負担) 第8条 (略) 2 配水管の移転その他の理由により、企業長が給水施設に変更を加える工事を必要と認めるときは、前条の申込みがなくても当該工事を行うことができる。この場合において、<u>これに</u>要する費用は、原因者の負担とする。 (委任) 第31条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u>	<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例</u> (工事の施行及び工事費の負担) 第8条 (略) 2 配水管の移転その他の理由により、企業長が給水施設に変更を加える工事を必要と認めるときは、前条の申込みがなくても当該工事を行うことができる。この場合において、<u>これを</u>要する費用は、原因者の負担とする。 (<u>条例の施行</u>) 第31条 <u>前条の規定を除くほか、この条例の施行について必要な事項は、企業長が定める。</u>

(大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例の一部改正)

第11条 大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

附 則	附 則
(施行期日) 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。 (四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置) 2 平成29年4月1日前に四條畷市長期継続契約の締結に関する条例（平成18年四條畷市条例第42号）、太子町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年太子町条例第1号）及び千早赤阪村長期継続契約に関する条例（平成23年千早赤阪村条例第9号）の規定により締結された契約のうち、水道事業に係るものは、この条例の相当する規定により締結されたものとみなす。	この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正）

第12条 大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年大阪広域水道企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第12条第1項及び第2項並びに法第19条第3項（これらの規定を法第31条において準用する場合を含む。）</u>の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。 (布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事) 第2条 <u>法第12条第1項（法第31条において準用する場合を含む。）</u>に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。 (布設工事監督者の資格) 第3条 <u>法第12条第2項（法第31条において</u>	(条例の目的) 第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第31条において準用する法第12条第1項及び同条第2項並びに法第19条第3項</u>の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。 (布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事) 第2条 <u>法第31条において準用する法第12条第1項</u>に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。 (布設工事監督者の資格) 第3条 <u>法第31条において準用する法第12</u>

て準用する場合を含む。)に規定する条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。 (1)―(8) (略) (水道技術管理者の資格) 第4条 <u>法第19条第3項(法第31条において準用する場合を含む。)</u>に規定する条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。 (1)―(6) (略)	<u>条第2項</u>に規定する条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。 (1)―(8) (略) (水道技術管理者の資格) 第4条 <u>法第31条において準用する法第19条第3項</u>に規定する条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。 (1)―(6) (略)
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- (四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)
- 2 大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条例の整備に関する条例(平成28年四條畷市条例第33号)第3条の規定による改正前の四條畷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年四條畷市条例第5号)第8条、太子町上水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成28年太子町条例第25号)附則第3項の規定による廃止前の太子町上水道事業の設置等に関する条例(昭和45年太子町条例第9号)第7条及び千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例(平成28年千早赤阪村条例第8号)第1号の規定による廃止前の千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例(昭和43年千早赤阪村条例第7号)第7条の規定による平成28年10月1日から平成29年3月31日までの業務の状況を説明する書類の提出については、なおこれらの規定の例による。